関西みらい銀行スタートパック加盟店特約

【第１条（特約の適用)】

関西みらい銀行スタートパック加盟店特約（以下「本特約」といいます。）は、「りそなキャッシュレス・プラットフォーム」スタートパックの商品内容を理解し、「りそなスタートパック加盟店申込書(Visa・Mastercard・電子マネー・QR)」(以下「スタートパック申込書」といいます。）によりお申込みいただいた加盟申込店または加盟店（以下「スタートパック加盟店」といいます。）と当社との間で締結される加盟店契約（以下「本加盟店契約」といいます。）に関して、「関西みらい銀行　店頭販売加盟店規約」(以下「本規約」といいます。）に加えて適用されます。

【第２条（サービス利用料)】

１．スタートパック加盟店は、本規約第２１条(手数料の支払い)に定める手数料とは別に、サービス利用料として、当社所定の金額を口座振替により支払うものとします。

２．スタートパック加盟店がサービス利用料の支払いを怠った場合、当社は、本規約第３６条（契約解除等）第１項第１８号に基づき、取引停止、本加盟店契約の解除等の措置をとることができるものとします。

【第３条（有効期間・解約)】

１．スタートパック加盟店は、本規約第３９条（有効期間・解約）にかかわらず、加盟店申込月（「スタートパック申込書」記載のお申込日が属する月）より起算して４年間は、本加盟店契約を解約することができないものとします。但し、当該期間中にスタートパック加盟店が本加盟店契約の解約を希望した場合において、当社は、当該解約に正当な理由があり、かつ、スタートパック加盟店が以下の違約金を負担することを条件に、本加盟店契約の解約に応じるものとします。

ご利用期間	違約金金額（端末１台あたり）
加盟店申込月から 13 か月目以内	88,000 円
14 か月目～25 か月目以内	66,000 円
26 か月目～37 か月目以内	44,000 円
38 か月目～49 か月目以内	22,000 円

２．スタートパック加盟店は、前条２項に定める解除その他スタートパック加盟店の責めに帰すべき事由により当社が本加盟店契約を解除した場合、前項に定める違約金を直ちに当社に支払うものとします。

【第４条（適用関係等)】

本特約と本規約との間に矛盾抵触が生じた場合には、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約に定めのない事項については、本規約が適用されるものとします。

【第５条（本特約の終了）】
スタートパック加盟店と当社との間の本加盟店契約が終了した場合には、スタートパック加盟店と当社との間の本特約も当然に終了するものとします。

以 上

2022 年 5 月 24 日制定
2025 年 4 月 1 日改定